

6 文科高第 1888 号
医政発 0225 第 6 号
令和 7 年 2 月 25 日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長 殿
各 国 公 私 立 大 学 長

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公
布について（通知）

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和 7 年文部科学省・厚生労働省令第 1 号。以下「改正省令」という。）が別紙のとおり公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

今回の改正の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、十分留意の上、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれては、貴管内の学校又は養成所へ周知いただき、その実施について遺漏のないようお願いする。

記

1. 改正の趣旨

- 保健師助産師看護師法施行令（昭和 28 年政令第 386 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号。以下「指定規則」という。）第 4 条第 1 項において、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 21 条第 1 号の大学、同条第 2 号の学校及び同条第 3 号の看護師養成所（以下「看護師学校養成所」という。）

の指定に係る基準を規定しており、また、指定規則第4条第2項において、看護師学校養成所のうち、免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を設けようとするものに係る指定基準を規定している。

- 先般、「日本再興戦略」改訂2015―未来への投資・生産性革命―（平成27年6月30日閣議決定）において、「地域医療体制の充実に向けた看護師養成のため、通信制看護師学校養成所の入学基準について、准看護師としての業務経験年数を現行の10年から大幅に短縮することについて全国的な措置として検討し、本年中に結論を得て、速やかに措置する」こととされたところ。これを受けて、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成28年文部科学省・厚生労働省令第6号）により、免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を設けようとする看護師学校養成所につき、通信制の課程の入学・入所要件として必要な准看護師としての業務経験年数が、10年以上から7年以上に短縮された。
- 同令附則第2項では、指定規則第4条第2項第1号ただし書きに規定する通信制の課程における准看護師の入学又は入所の資格について、准看護師の免許を得た後5年以上業務に従事していることとすることを含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行う旨規定されているところ、今般、当該見直し規定を踏まえ、看護師学校養成所のうち通信制の課程の入学・入所要件について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を設けようとする看護師学校養成所につき、通信制の課程の入学・入所要件として必要な准看護師としての業務経験年数を、7年以上から5年以上に短縮することとする。

3. 施行期日等

- 公 布 日：令和7年2月25日
- 施行期日：令和8年4月1日

以上

○ 文部科学省
厚生労働省 令第一号

保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第十一条第一項の規定に基づき、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十五日

文部科学大臣 阿部 俊子

厚生労働大臣 福岡 資麿

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令

保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年 文部省 厚生省 令第一号）の一部を次の表のように改正す

る。

改正後	改正前
(看護師学校養成所の指定基準) 第四条 (略) 2 看護師学校養成所のうち、免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、前項に規定する課程を併せて設けようとするものについては、第十号の規定は適用しない。 一 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であること を入学又は入所の資格とするものであること。ただし、通信制の課程においては、免許を得た後<u>五年</u>以上業務に従事している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。 3 (略) 二〇十二 (略)	(看護師学校養成所の指定基準) 第四条 (略) 2 看護師学校養成所のうち、免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、前項に規定する課程を併せて設けようとするものについては、第十号の規定は適用しない。 一 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であること を入学又は入所の資格とするものであること。ただし、通信制の課程においては、免許を得た後<u>七年</u>以上業務に従事している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。 3 (略) 二〇十二 (略)

附 則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。